

本日の日本経済新聞の報道について

2017年5月9日

株式会社マリカー

広報：大野京子

本日、日本経済新聞電子版（2017/5/9 10:27）にて「公道カート安全対策 国交省、月内にもレンタル業者に要請」という記事が掲載されました。

http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG09H14_Z00C17A5CC0000/

株式会社マリカーは、4月29日付プレスリリースにおいてご報告させていただきました通り、ミニカー登録車両を取り扱う自動車関連会社の1社として、3月頃より関係官公庁に対して、ミニカー登録車両であるMariCARの車両性能等に関する情報、今後の車両開発・販売計画、取引先であるレンタル事業者に推奨している安全対（車両の整備方法、外国人向けの有効な運転免許証の確認方法、自動車保険の加入水準、事故率の軽減策としてのツーリングスタイルの推奨等）、また実際の車両の事故率等の情報提供を行って参りました。

当社といたしましては、関係官公庁の協力のもと、法的な保安水準を超えて業界としての安全基準をつくっていくことに関しまして、より多くの方々に安全に楽しんでいただける環境が整うものと考えており、歓迎しております。

ミニカー登録車両は「ヘルメット」及び「シートベルト」の着用義務がないから危険だという声もございますが、国土交通省超小型モビリティ第1回車両安全対策会議等でも取り上げられているように、ミニカーにおいてはシートベルトに効果が顕著でなかったり、逆に死亡重傷率を上げる結果となったりしているデータさえあります。また、ヘルメットに関しても、首にかかる負担が増えるうえ、自動車運転時におけるヘルメット着用は道路交通法上問題になるケースもございます。そのため、当社としては、車両については現行法の安全基準に従う対応を取るようしており、車両の利用者の方々に対しては加えて独自の追加安全対策を推奨しております。なお、ミニカー登録車両であるMariCARの事故率は、一般的なレンタカーの60分の1程度という低い水準となっております。

なお、ミニカー登録車両のレンタル事業については、現行法においては任意保険の法的要求水準がございませんが、当社としては、自家用自動車有償貸渡業者（レンタカー事業者）に求められる保険水準ではなく、大きく引き上げた水準を推奨しております。また、外国人旅行客らが運転する場合には、帰国後も対応が可能になるように日本国内に代理人をおけるよう弁護士特約の付帯を推奨しております。

	レンタカー事業者 保険水準	当社推奨 保険水準
対人保険	1名あたり8000万円	無制限
対物保険	1件あたり200万円（免責有）	無制限（免責有）
搭乗者保険	1名あたり500万円	1名あたり3000万円
弁護士特約	無	有（外国人旅行客の場合）

私どもとしては、関係官公庁に協力をし、現在の水準に満足することなく、さらなる安全を追及するとともに、安全で楽しい小型モビリティを通じて、より一層社会に貢献すべく、日々邁進して参ります。